

ドイツ連邦食料・農業省 農林漁業最新情報
Bundesministerium für Ernährung und Landwirtschaft
NO 1
2019・4・8

1 イギリスの EU 離脱 (Brexit) に関する連邦食料・農業省の情報
(2019・3・25)

27 の加盟国の名のもとに、EU ー委員会とイギリスとの間の集中的な交渉の 1 年半後、2018 年 11 月 25 日の特別首脳会議において、EU ー 27 カ国の国家一政府首脳とイギリス政府との間で合意に達した。

- ・イギリスの EU ー離脱はどのように進むのか？
- ・イギリスの不規則な離脱可能性に対して EU ー同盟はどのような準備をしているのか？
- ・ドイツ政府はイギリスの不規則な離脱の可能性に対してどのような準備をしているのか？

この合意は 2 つの要因からなっている。

- 1 離脱の協定：EU ー同盟からのイギリスの離脱方式が 585P に規定されている。

我々のにとっての中心的な観点：連合王国イギリスに住んでいる我々 EU ー市民の権利並びに EU に住んでいるイギリス人の権利が広範に守られること。この人たちは、そこでさらに生活し働き学び、そして楽しむことを社会福祉上の安全が守ること。引き続きイギリスの財政上の義務を規定している。

その上、離脱協定はアイルランドと北アイルランドとの間の開かれた国境を、同時に 20 年前の北アイルランドにおける困難、そして苦勞して手に入れた平和もまた確保すること。この協定の実行と監視について、ヨーロッパ上級裁判所とヨーロッパ理事会の行政路線でもっての一致を予定している。

さらに我々は、2020 年末（2 年まで 1 回延長可能）までの移行段階の同意を通じて、将来的な関係交渉のための時間を手に入れる。これは特に、経済と市民にとって重要な計画への信頼性を与える。

- 2 EU とイギリスの間の将来的な関係について、将来的な交渉領域を確定する政治的な声明を発する。離脱協定においてはっきりと定められている移行段階は、このために活用されるべきである。政治的な声明の基礎には、離脱後の公式な取り決めをすることが規定されている。この声明の中心には、経済的なそして安全性のパートナーシップが計画されている。

◎ イギリスの離脱はどのように進むのか？

離脱協定の施行と同時に規定された離脱は、ドイツと EU 一同盟に関して明確な優先事項である。このため、イギリス政府と EU 一 27 カ国の国家一政府首脳との間の声明合意によって、なおヨーロッパとイギリス議会との交渉の視点で合意した。それから 2020 年 12 月 31 日までの移行期間を経て、離脱が有効となる。最大 2022 年末まで 1 回の延長が可能である。

このことは、イギリスの EU 離脱後に生ずる影響を緩和する：イギリスはこの期間に関して、最早 EU 一同盟の加盟国でなく、そして EU 一機関を代表することはない。しかし、これ以外は EU 一規則に拘束される。EU サイドは、離脱協定が EU 一同盟の協約 50 条項に定められている合意を得るために、ヨーロッパ議会に送付される。イギリスサイドでは、2 段階のプロセスにおいて合意を得る。まず第一にイギリスの下院で協定に合意しなければならない（いわゆる重要な投票）。

これに先立ち、上一下院は公式な批准を計画している。「重要投票」についての 2 つの投票開始（2019 年 1 月 15 日と 3 月 12 日）は、失敗した。それゆえに現在イギリスサイドは、なお得られるべき協定のための合意が得られてない。3 月 21 日に EU 一 27 カ国の国家一政府首脳が、ヨーロッパ理事会に際して、イギリスとさらなる歩みについて審議するためにメイ首相に会った。

その際、ヨーロッパ理事会（第 50 条に基づく）は以下を決定した。イギリスの国会議員の懸念に対抗するためにヨーロッパ理事会は、メイ首相と EU 一大統領ユンケルが、3 月 11 日にシュトラスブルグ（訳注・フランス北部の都市、欧州議会がおかれれている）で会合し、離脱協定と政治声明に裏打ちした。

この基礎のうえにイギリス政府が、新たに下院における合意のために3月の最終週における取り決めを、予想では再度合意を試みる。さらにそれ以降、ヨーロッパ理事会は3月29日までに成果ある合意があった場合、離脱を2019年3月29日から5月22日に延期することを決定している。これはイギリスの国内批准の時間を、考慮したものである。この取り決めに反して再び拒絶されたことで、EU理事会は4月21日までの延期を決定した。

この期限までにヨーロッパ理事会は、イギリスからの申し立てのさらなる行動を待っている。最終的にヨーロッパ同盟は保証する。既に協議して決めた離脱協定について、再び交渉することはなく、そしてあらゆる離脱シナリオで準備を続ける。同時に不規則な離脱のリスクが、さらに生ずることが懸念される。イギリスはEUの合意無しに離脱することは、イギリスがEU一同盟との関係において第三国になること。そしてEU一規則が、最早適用されないこととなる。

◎ ヨーロッパ同盟は不規則な離脱可能性に対してどのように準備するのか

ヨーロッパ同盟は、イギリスがEU一同盟からの不規則な離脱の可能性に対して準備している。2018年7月にヨーロッパ委員会は、国民、企業そして関係機関に影響を説明するための報告書を公表した。その中にまさに私経済についても呼びかける、全てのシナリオについて準備している。2018年11月にヨーロッパ委員会は、第2の報告を公表した。その中にEUレベルでの不規則離脱に対して、必要な準備政策が記されている。

2018年12月19日にヨーロッパ委員会は、非常の場合の行動を公表した。不規則離脱から特に該当する分野を概略的に記し、そして準備政策を示している。ヨーロッパ委員会のこの報告は、様々な経済分野に対してイギリスの離脱影響を示した70以上の報告から成っている。

◎ 連邦政府は不規則な離脱の可能性に対してどのように準備しているのか？

2016年夏以来、イギリスの離脱に対して連邦政府は、考えられるあらゆるシナリオに対する予防対策を講じている。まだ行われていない批准の歩みに直面して、イギリスが条約による規定無しに、離脱することが排除されてない。いわゆる不規則な離脱のために、否定的な影響を可能な限り少なくすることから、非常時の計画が大きな意義を有している。

連邦政府は、この場合を特別に視野に入れている。連邦政府の中心的な関心事は、当該事項のための否定的な結果を、とにかく可能な限り緩和することである。このことは、特に全ての該当するドイツ国民並びに企業にとって重要なことである。イギリスの離脱結果については、広範に情報を提供する。これら全ては、ヨーロッパ同盟からのイギリスの離脱について、早めにそして入念に準備すべきである。

2 地下水保護は農業者のみが実現可能である(2019・3・31)

ークレックナー大臣：7項目の地下水保護プログラムを提示ー

大臣が肥料に対して厳格化した要請

連邦食料・農業省とノルトラインーヴェストファーレン州の環境・自然・消費者保護省大臣ウルスラ ハイネン エーザーが、共同文書で7項目の具体的な提案を示した。これは施肥のさらなる基準値の順守に際して、農家家族支援のために提示したものである。クレックナー大臣は、同時に清潔な地下水の利用を保証する。特に地下水汚染に悩まされている地域において。

クレックナー大臣：”地下水は全てに関係している。そして地下水の保護は、農業者家族に対してだけでない。この分野では高度な硝酸塩値に対して、効果的に対応するために強く要望されている。2017年に肥料規則が改訂された。さらに進行している政策は、今延長されている。作物へ肥料が到達すると、それは栄養となるが、しかし、この政策でもって地下水には達しない。強く汚染された地域においてより良く改善されるべきであり、多くがそれを望んでいる。

同時に農家家族は、日常の労働のさらなる重荷となり、そして仕事上の制限が深刻化する。ヨーロッパ委員会から要求されているものは、専門的で役にたつものでなければならない。我々は家族経営で実践される経営の存続を、ドイツの全ての地域で保証したい。そのため、我々は行動しそして7項目のプログラムを提案する。これは農業者の遅れている転換を支援し、実用性を促進する。我々は、清潔な地下水と地域農業の維持に尽力する。

ウルスラ ハイネン エーザーは強調した：”我々は地下水を守り、そして同時に極めて大きな挑戦の克服に際して、農業者を支援しなければならない。私は差し迫った追加的な肥料使用に対する要求を考慮し、農業者の不安を知っている。新しい肥料規則への転換は、まだ途中の間にさらに厳しさを増している。

そのため、我々は農業者を将来的にも支援しなければならない。同時に当面する現状を克服することができる。特に我々は、連邦と州の共同で非官僚主義のあらゆる方法でもって、財政的な支援を試さねばならない。”

両大臣は述べた：” 加えて明確な展望が必要である。我々は特に改善された糞尿散布に力を入れる。環境に優しい厩肥（糞尿も含む）を経済的に利用し、栄養素の循環をこれまで以上に、強く考えに入れることが有効である。糞尿、堆肥そして収穫物残さからの栄養素を、貯蔵—輸送可能にすることによって、地域を超えて利用し、そして目的に応じて投入することができる。

このことを通じて無機物肥料の投入も、ドラスティックに減少させることができる。そして作物に正しく栄養を与えることができる。地下水を適切に守る。農業と環境を共同で支援する。栄養素管理—連邦とノルトライン—ヴェストファーレン州は、意見が一致している。”

クレックナー大臣の提案した7項目：

1 我々は、農業と海岸保全保護の共通課題の投資奨励を活用する。特に糞尿散布による大気汚染減少のための機材、機械、貯蔵施設における投資を強化する。加えて非投資政策の領域においても、共通課題が拡大される。例えば、環境汚染の少ない肥料の散布奨励。同時に、液体の糞尿肥料に必要な応じた利用に際しての問題を緩和する。

2 連邦プログラムでもって栄養素を利用

- 一 液体状の肥料（糞尿）の栄養素含量の調査は貯蔵水槽からの取り出しの間に、そして散布の間中に近赤外線スペクトロスコピー（訳注・非破壊的に対象物の構成成分を分析する方法）の方法によって、糞尿散布の間中に検査する。同時に我々は、散布する栄養素の量を正確に特定し、そして算出された肥料必要量の含量を確保する。
- 一 大気中へのアンモニアの放出と、糞尿散布の際の肥料効果の向上を目的とした、硫酸を伴った糞尿の酸化を検査する。この方法は、既にデンマークで成果多く使用されている。
- 一 糞尿とバイオ施設からのゲル残さの濾過のための計画は、ドイツにおいて様々な現場でのモデル的な手掛かりの中で、奨励されている。
糞尿とゲル化したバイオ施設残さでもって、少ない水分含量によって経済的に輸送し、そして畑作地帯の施肥のためにも、栄養素を利用するためにも。

- 3 作物による栄養素利用を、新しくそして革新的な技術、例えば試験の中でまたはデモンストレーション手法で支援された、センサーそしてロボット技術、表面施肥、人工衛星に支援された肥料散布方法。これは特に改良された栄養素管理に関するデジタル技術の普及と発展の奨励によって。
- 4 我々は家畜における高度な発展（特により多くの家畜の福祉への投資）を支援し、そして同時に農業の価値創造を強化する。
- 5 硝酸塩－リン酸塩に影響を受ける地域は、ドイツ全域を細かく分割して目標を定めるべきである。これは緊急的な行動の必要性ある地域に、農業のための制限により良く対応するためである。
- 6 農業環境政策並びに地下水保護に貢献するための農業と水利との間の任意の取り決めを、各州において首尾一貫して支援している。
- 7 我々は家畜給餌の領域において、アドバイス計画を奨励している。同時に必要に応じたそして家畜の成長に適した給餌でもって、農業においてより強く普及させること。そしてそれを通じて家畜が窒素とリン酸を排除すること。

2019・4・6 訳 青森中央学院大学 中川 一徹
